

国保加入者の入院医療費など

軽減制度があります

問い合わせは
国民健康保険課 ☎898-6249
後期高齢者医療制度については 同課 ☎898-6253



70歳未満の国保加入者

国民健康保険（国保）に加入している70歳未満の入院患者は、申請し認定されると「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関で保険証と一緒に提示すると、入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までに。自己負担限度額は表1のとおり。本市での外来診療には「高額医療費受領委任払制度」がありますので相談してください。

70歳以上の高齢受給者

自己負担限度額は表2のとおり。市民税非課税世帯の高齢受給者は、申請すると「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の医療費の一部負担金額と食事療養費の標準負担額が軽減になります。

区分	限度額
上位所得者（基礎控除後の所得600万円超）	15万円*（8万3,400円）
一般	8万100円*（4万4,400円）
市民税非課税世帯	3万5,400円（2万4,600円）

*総医療費が上位所得者50万円、一般26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
※()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。
※所得の申告がないと上位所得者として扱います。

区分	対象	入院・世帯ごとの限度額
低所得Ⅱ	世帯主と国保加入者（後期高齢者医療制度加入者は世帯全員）が市民税非課税の人	2万4,600円
低所得Ⅰ	世帯主と国保加入者（後期高齢者医療制度加入者は世帯全員）が市民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人	1万5,000円

※現役並み所得者は8万100円*、市民税課税世帯の人は4万4,400円が入院・世帯ごとの自己負担限度額です。
*総医療費が26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

対象	1食あたりの負担額	
一般	260円	
市民税非課税世帯などの人（70歳以上は表2で低所得Ⅱの人）	入院が90日以内	210円
	入院が過去1年間に90日以上	160円
70歳以上で表2の低所得Ⅰの人	100円	

介護保険料額を通知

納付は期限までに

問い合わせは
介護高齢課 ☎898-6159

7月中旬、65歳以上の人（第1号被保険者）に、本年度の介護保険料額を通知します。介護は誰にでも巡ってくる大きな問題。必要なとき誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料を納めましょう。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

満65歳になった日（誕生日の前日）の月の分から算定。一人一人が保険料を納めます。

保険料の決め方

4月1日現在の世帯員の市民税課税状況と本人の合計所得金額に応じて、9区分に分かれています。

納付方法

●特別徴収（年金からの天引き）

4月1日時点で、受給している老齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の人が対象です。

●普通徴収（納付書払）

4月1日時点で、老齢基礎年金などを受給していない人、老齢福祉年金や恩給のみを受給している人などが対象。また、年金を受給していても、次のいずれかに該当する場合は普通徴収となります。

- ①老齢・退職年金、老齢基礎年金、遺族年金、障害者年金の受給額が年間18万円未満
- ②4月2日以降に65歳になった
- ③4月1日以降に他市町村から転入した
- ④年金受給権を担保に供している
- ⑤年金受給権者現況届の提出を忘れて

たか、提出が遅れた

普通徴収の人は口座振替が便利です。通帳と届け出印を用意し、「口座振替依頼書」で金融機関に直接申し込んでください。振替の開始は申し込んだ翌月末分からです。それ以前の方は納付書で納めてください。

●併用徴収（特別徴収と普通徴収の併用）

年度途中で所得額の修正申告などにより介護保険料が変更になる場合や、納付方法の変更により併用徴収となる場合があります。

●滞納すると

介護保険の介護サービスを利用するようになったときに、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。

●保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納められないときは、申請によって減免される場合があります。

40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。保険料額は加入している医療保険の算定方法で決まります。詳しくは加入している医療保険者に確認してください。

現在の経済情勢を考慮し、中小企業者などの税負担を緩和するため、事業所税の軽減措置（減免）を行います（下表のとおり）。期間は5年間で、資本金が1億円以下の法人などが対象です。ただし資本金が1億円以下でも、資本金5億円以上の大企業の100%出資の子会社や保険業法に規定する相互会社などは、対象になりません。

減免を受けるには、納期限の7日前までに申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。また、本市ホームページにも掲載しています。

法人の終了する事業年度（個人の課税期間）	減免・納付割合	
6月1日～来年5月31日（1月1日～12月31日）	5/6	1/6
来年6月1日～平成24年5月31日（来年1月1日～12月31日）	4/6	2/6
平成24年6月1日～平成25年5月31日（平成24年1月1日～12月31日）	3/6	3/6
平成25年6月1日～平成26年5月31日（平成25年1月1日～12月31日）	2/6	4/6
平成26年6月1日～平成27年5月31日（平成26年1月1日～12月31日）	1/6	5/6
平成27年6月1日以降（平成27年1月1日～12月31日以降）	減免終了	

※6月1日以後に終了する事業年度分の申告から適用。

減免割合 納付割合

始まっています 事業所税の申告納付

問い合わせは 市民税課 ☎898-5961

市内の事業所などで事業を行う法人か個人で、市内に所在する事業に使用している事業所用家屋の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるか、従業者数の合計が100人を超える場合、事業所税の申告納付が必要となります。

●貸しビルなどの所有者は貸付申告書を

貸しビルなどで事業を行う場合は、借り主が事業所税の納税義務者となり、事業所用家屋の所有者は必要に応じて貸付申告書の提出が必要です。これは貸し付けている部分の床面積が、所有者の事業所税（資産割）の対象とならないことを示すとともに、借り主の事業所税の資料になります。貸付申告書の提出期限は8月2日(月)までです。

●軽減措置（減免）について

本市では市町村合併によって生じた新税であることや